

ご契約のてびき 交通災害共済

交通災害共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特に確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

交通災害共済 / 契約概要

■ 契約者について

当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。

■ 掛金について

1. 払込方法と払込期間

- (1) 初回掛金は所定の金融機関等で払い込みください。
- (2) 共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。

払込方法	年払い	共済期間	1年
------	-----	------	----

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等*を変更することがあります(後記「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

*共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

■掛金を現金で払い込む場合、当会からお送りする更新案内に従い、お手続きください。

2. 掛金

掛金はリーフレットでご確認ください。

■ 被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

1. 契約者

2. 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。詳しくは当会までお問い合わせください。

3. 2.以外の契約者と生計を一にする親族

■ 共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族に指定または変更することができます。

5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとしします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によりします。

■ 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

1. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです)との衝突、接触等による事故
2. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
3. 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
4. 乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故
5. 道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を運行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
(1) 建造物・工作物の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
(2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
(3) 火災または破裂・爆発

※運行中には「駐車中」は含みません。

■ 交通機関の範囲について

交通機関の範囲は、次のとおりです。

1. 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェイを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
2. 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みません。
(1) 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
(2) 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
3. 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
4. 船舶職員および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

■ 共済金をお支払いする場合

交通災害共済の共済金をお支払いする場合については、リーフレットでご確認ください。

■ 共済金を減額する場合

被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

■ 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

交通災害共済 / 注意喚起情報

■ 規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

■ クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームより申し出てください。

■ 加入申込書の記入について

1. 加入申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。
※交通災害共済にお申し込みいただく場合には、被共済者になられる方の同意を得てください。
2. 質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

■ 契約の成立と効力の発生について

当会が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合
初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。
※申込書の提出が初回掛金の払込日より遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。
2. 口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合
申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から保障開始(発効)。
※初回掛金の振り替えができなかった場合は、申し込みは無かったものとなります。

■ 掛金の払込期日および払込猶予期間と契約の失効について

1. 掛金の払込期日は、毎年の発効当日の前日の属する月の末日です。
掛金を口座振替により払い込む場合は、次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の振替日(当会が指定した日)にご指定の口座から振り替えます。
2. 掛金の払込猶予期間
払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

■ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。【代理請求制度】といえます。

■ 共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただけます。

■ 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。
また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただけます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■ 解約について

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。

■ 交通災害共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

1. 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
4. 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
6. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
7. 原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
8. 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(交付を受けられない場合はお問い合わせください)
9. 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
10. 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの(ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます)
11. 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための

- の訓練を除きます)、競技・興行(練習を含みます)のため運転中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
(1) 荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます)
(2) 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
 13. 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
 14. 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
 15. 契約が解除されたとき

■ 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
 2. 被共済者が発効日または更新日において、契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 4. 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただけます。
※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

■ 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。

1. 共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき。
*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の共済・保険契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
5. 前記1.~4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不当と判断したとき
6. 契約者または被共済者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただけます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■ 契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

■ 被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

■ 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
4. 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
5. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要で(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いします)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済coop」へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用せず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。